

秋田市公式Instagram写真展による魅力発見事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、秋田市公式Instagram写真展による魅力発見事業業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切なものを当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

秋田市公式Instagram写真展による魅力発見事業業務委託

(2) 業務内容

別添「秋田市公式Instagram写真展による魅力発見事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

(4) 提案上限額

4,500,000円（消費税および地方消費税額を含む。）とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 東北管内（秋田県、青森県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と類似する契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5) 本市市税に滞納がないこと。
- (6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団員の構成員又は当該団員と密接な関係を有する者であると認められないこと。

4 スケジュール

令和7年6月3日（火）公募開始

同年6月9日（月）質問票提出期限（午後5時まで）

同年6月11日（水）参加表明書等提出期限（正午まで）

同年 6 月 20 日（金）企画提案書等提出期限（正午まで）

同年 6 月 24 日（火）企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング
（予定）

同年 6 月 25 日以降 選定結果公表。契約締結（予定）

5 質問の受付

本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時までに「質問票（様式第 3 号）」に質問の内容を記入し、担当課あてに電子メールで提出すること。質問票以外による質問や問合せには一切応じない。

【担当課】秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

（提出先）E-mail:ro-plpo@city.akita.lg.jp

質問に対する回答は、本プロポーザルに直接関係する質問にのみ対して行うものとし、提出期限後速やかに電子メールで返信するとともに、秋田市公式ウェブサイト質問者名を伏せて掲載する。

6 参加方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出し、参加資格の確認をうけること。

(1) 提出書類

以下に掲げる書類を作成し提出すること。作成する書類は、原則として日本工業規格 A 列 4 番とする。提出後の変更、修正、追加および再提出は、本市が指示した場合を除き、認めない。

ア 参加表明書兼誓約書（様式第 1 号）

イ 会社等の概要（様式自由。2 ページ以内とする。）

社号・商号、所在地（本社および東北管内の事業所等）、設立年月日、従業員数および業務概要などを記載すること。

ウ 類似業務の実績（様式自由。4 ページ以内とする。）

過去 2 年間に類似する業務を行った実績および自社の強みや委託の成果等を記載すること。実績のわかる写真や契約書等の契約金額がわかる書類等を添付）

エ 市税の納税証明書（写し可）

※秋田市が発行した（秋田市の課税でない場合は、主たる事業所の所在市区町村区）が発行した「市税に未納がない証明書」

オ 登記事項証明書（写し可）

※提出日から 3 ヶ月以内に発行されたもの

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 11 日（水）正午まで（必着）

※すべての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差し替え等が期限内に完了しない場合を含む。）は失格とする。

(3) 提出方法

提出書類各1部を担当課へ持参又は郵送すること。又、提出書類をPDF化して電子メールで担当課へ送信すること。

【担当課】 秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課
(提出先) 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
(秋田市役所本庁舎4階)
E-mail:ro-plpo@city.akita.lg.jp

(4) 確認通知

提出された書類を審査して参加資格を確認し、提出期限後速やかに、確認結果を電子メールにより通知する。

(5) 一次審査

参加表明書等を提出した者のうち参加資格を確認できた者が5者を超えるときは、企画提案の提出を求める者を5者程度選定するため、提出された「類似業務の実績」に関して書面審査を行う場合がある。その結果は、前項の確認通知と合わせて通知する。

(6) 参加辞退

参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式自由）」を提出すること。なお、提出済みの書類は返却しない。

7 企画提案書の提出方法

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1案に限るものとする。

(1) 提出書類

以下に掲げる書類を作成して提出すること。作成する書類は、原則として日本工業規格A列4番とし、様式は自由とする。提出後の変更、修正、追加および再提出は、本市が指示した場合を除き、認めない。

ア 企画提案書

イ 業務の実施体制

ウ 参考見積書

(2) 提出期限

令和7年6月20日（金）正午まで（必着）

※すべての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差し替え等が期限内に完了しない場合を含む。）は失格とする。

(3) 提出方法

「企画提案書提出届（様式第2号）」1部および(1)の提出書類を一つづりにしたもの9部を担当課へ持参又は郵送すること。又、提出書類をPDF化して電子メールで担当課へ送信すること。

審査の公正を期するため、企画提案書には「業務の実施体制」を含めて社名や担当者名を記入しないこととし、「弊社」、「当社」、「当グループ」

等の記載とすること。

【担当課】 秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課
(提出先) 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
(秋田市役所本庁舎4階)
E-mail:ro-plpo@city.akita.lg.jp

8 企画提案を求める内容（企画提案書の記載要領）

企画提案書等の作成に当たっては、別紙「仕様書」および「審査基準」を踏まえ、以下により企画提案の内容を記載すること。ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。

(1) 企画提案書

以下のア、イの各項目についてそれぞれ1ページ以上、合計で10ページ以内とすること。

ア 足を止めて展示を見る、本市に愛着が沸く仕掛け（仕様書5の(1)ウ）

例年どおりの写真展の風景として見過ごされず、足を止めて写真を見た結果、本市への愛着が沸く仕掛けについて具体的に示すこと。

イ 「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業および市内高校生等が参加する企画（仕様書5(2)）

市内高校生等が本市の地域資源を発見、発信する機会をどのように設け、参加した高校生等に伝わる工夫をするかを具体的に示すこと。

「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業」の地域貢献など、協力企業の魅力を発信できる機会をどのように設けるかを具体的に示すこと。なお、当該企画は写真展内の企画にとどまらず、別途イベントを企画することも可とする。

(2) 業務の実施体制

委託業務に関わるスタッフの配置、担当内容や専門性、通常の勤務地および指揮系統について、組織図などを用いて具体的に示すこと。

(3) 参考見積

本業務の委託料を積算内訳がわかるように見積もること。

9 企画提案の審査

(1) プレゼンテーションおよびヒアリング

プレゼンテーションおよびヒアリングを次のとおり実施する。詳細については、参加資格を確認した団体等に別途通知する。

ア 実施日

令和 7 年 6 月 24 日（火）

イ 実施内容

事前に提出された企画提案書等について、本市が設置する審査委員会の委員が提案者からプレゼンテーション（10分以内）を受けた上で、説明に対する質疑応答を行う（審査委員は非公表とする）。なお、追加資料等の配布（企画提案書等の差し替えを含む）は認めない。

(2) 契約候補者の選定

企画提案に対するヒアリングを踏まえて審査委員会による審査を行い、別紙「審査基準」の配点により採点し、評価点数の合計が最高点の契約候補者として選定する。ただし、評価ポイントのうち一つでも 0 点の項目がある場合は選定しない。なお、上位 2 者が同点の場合は、両者の再評価を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果および評価ポイントごとの評価点数（契約候補者および次点の者以外は社名を除く。）を電子メールにより通知するとともに、市の公式ウェブサイトに掲載する。

10 受託候補者の選定

(1) 随意契約

契約候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約により、委託契約を締結する。契約交渉が不調のとき、又は、契約候補者が事項のいずれかに該当するときは、次点の者と契約交渉を行う。

ア 企画提案した内容に虚偽がある場合

イ その他参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合

ウ その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

(2) 委託契約の注意事項

ア 委託業務の仕様書は、企画提案の内容を踏まえて、本プロポーザル実施時点の内容を一部変更する場合がある。

イ 受託者が契約に違反した場合には、本市は契約を解除できるととし、その場合には次点の者と契約交渉を行うものとする、

ウ 契約期間は契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

11 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案は未発表のものとすると同時に、他者の著作権を侵害するものではないこと。著作権侵害が明らかな場合は、審査対象としないほか、決定後に疑義が発覚した場合には、すべて参加者の責任とし、審査結果の発表後であったも取り消す場合がある。

- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、本件以外にしようしない。
- (5) 提出された書類は、秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第 3 9 号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、非公開の取扱いになるものを除き、開示の対象文書となる。
- (6) 提供した参考情報は、本プロポーザル以外の目的に使用しないこと。

1 2 本件に関する問合せ先

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課
プロモーション担当
0 1 0 - 8 5 6 0 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
E-mail : ro-plpo@city.akita.lg.jp